

北海商科大学研究倫理規程

(目 的)

第1条 本規程は、北海商科大学、北海商科大学大学院（以下「本学」という。）において研究を遂行する上で研究者が遵守すべき倫理行動基準に関し必要な事項を定め、もって本学における学術研究の信頼性と公平性を確保することを目的とする。

(定 義)

第2条 本規程において「研究者」とは、本学の教育職員および本学において研究活動に従事する者を行い、大学院生および学生であっても、研究に関わる時は「研究者」に準じるものとする。ただし、大学院生および学生の研究活動については指導教員が指導・監督の責任を負うことにする。

2 本規程において「研究」とは、研究計画の立案、計画の実施、成果の発表・評価にいたるすべての過程における行為、決定を行い、それに付随する事項を含むものとする。

3 本規程において「発表」とは、自己の研究に係る新たな知見・発表を公表するすべての行為を含むものとする。

(研究者の責務)

第3条 研究者は、各人の自覚に基づいた高い倫理的規範のもとに、良心と信念に従い誠実に行動しなければならない。

2 研究者は、研究の遂行において常に生命の尊厳および個人の尊厳を重んじ、基本的人権を尊重しなければならない。

3 研究者は、国際的に認められた規範、規約、条約、国内の法令、告示および本学諸規程等を遵守しなければならない。

4 研究者は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を定期的に受講しなければならない。ただし、本学に本務を有しない者は、所属する研究機関の研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を定期的に受講しなければならない。

5 研究者は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

(研究者の姿勢)

第4条 研究者は、自己の専門研究が及ぶ範囲を自覚し、他分野の専門研究を尊重するとともに、自己研鑽に努めなければならない。

2 研究者は、他の国、地域、組織等の研究活動における文化、慣習および規律の理解に努め、それを尊重しなければならない。

3 研究者は、共に研究を進める研究者間において、お互いの学問的立場を尊重しなければならない。

4 研究者は、研究協力者、研究支援者および研究対象者等に対しては、誠意をもって接しなければならない。

- 5 研究者は、学生が共に研究活動に関わる時は、学生に研究上または教育上、あるいはその両方の不利益を与えないよう十分な配慮をしなければならない。

(禁止事項)

第5条 研究者は、研究に関わる不正な行為は、大学及び研究者に対する社会の信頼を喪失する行為であることを自覚し、次の各号に掲げる不正な行為をしてはならない。

- (1) 二重投稿
- (2) 不適切なオーサーシップ
- (3) 利益相反
- (4) 査読における不適切な行為
- (5) 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）
 - ・ 捏造：存在しないデータ、研究結果等を作成すること
 - ・ 改ざん：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること
 - ・ 盗用：他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文または用語を当該研究者の了解または適切な表示なく流用すること

(研究計画の立案・実施)

第6条 研究者は、研究計画の立案にあたっては、過去に行われた研究業績の調査・把握に努め、自己が計画する研究の独創性・新規性を確認しなければならない。

- 2 研究者は、研究途中であっても当該研究によって社会や人類に好ましくない影響を及ぼす可能性がある」と判断された場合は、その研究を続行するか否かについて、慎重に検討しなければならない。

(情報、データ等の取集)

第7条 研究者は、科学的かつ一般的に妥当な方法および手段で、研究のための資料、情報、データ等を収集しなければならない。

- 2 研究者が、研究のために資料、情報およびデータ等を収集する場合は、その目的に適う必要な範囲において収集するよう努めなければならない。

(研究データの保存・開示)

第8条 研究者は、研究に関わるデータや資料等の保存に対し、自身が主たる責任を負わなければならない。

- 2 研究者は、論文等の形で発表された研究成果のもととなった実験データ等の研究資料を、当該論文等の発表から10年間を原則とし、保存しなければならない。ただし、法令または他の定めがある場合は、これに従うものとする。
- 3 研究者は、論文等の形で発表された研究成果に関わる試料や標本などの有体物については5年間を原則とし、保存しなければならない。ただし、保存が不可能ないしは著しく困難である、保存のためのコストやスペースが膨大になる、など社会通念上、止むを得ない理由がある場合はこの限りではない。

- 4 研究者は、所属機関からの転出や退職に際して、保存対象となるものの状況を確認し、後日必要となった場合の追跡可能性を担保しておかなければならない。
- 5 研究者は、不正行為の疑惑が生じた場合、調査機関や調査委員会の求めに応じ、研究データ等の研究資料を開示しなければならない。

(インフォームド・コンセント)

- 第9条 研究者が、人の行動、環境、心身等に関する個人の情報およびデータ等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者に対して、その目的、収集方法および発表方法等について分かり易く説明し、提供者の明確な同意を得なければならない。
- 2 組織または団体等から当該組織または団体等に関する資料、情報およびデータ等の提供を受ける場合も前項に準ずるものとする。

(個人情報の保護)

- 第10条 研究者はプライバシー保護の重要性に鑑み、研究のために収集した資料、情報およびデータ等で、個人を特定できるものは、これを他に洩らしてはならない。

- 第11条 研究者は、研究のために収集または生成した資料、情報、データ等の滅失、漏洩および改ざん等を防ぐために適切な措置を講じなければならない。

(研究成果発表)

- 第12条 研究者は、研究成果を広く社会に還元するため、原則として公表しなければならない。
- ただし、知的財産権等の取得およびその他合理的理由のため公表に制約のある場合は、その合理的期間内において公表しないことができる。
- 2 研究者は、研究成果発表における不正行為は本学及び本学の研究者に対する社会の信頼性を喪失する行為であることを自覚し、捏造、改ざん、盗用その他不正な行為をしてはならない。
 - 3 研究者は、研究発表における不適切な引用、引用の不備、誇大な表現および誤解をさせる表現等は、不正行為とみなされる恐れがあるため、適切な引用および誤解のない完全な引用を行うことを心がけ、真摯な表現をしなければならない。

(オーサーシップ)

- 第13条 研究者は、研究活動に実質的な関与をし、研究内容に責任を有し、研究成果の創意性に十分な貢献をしたと認められる場合に、適切なオーサーシップが認められる。
- 2 共同研究の成果発表に際しては、共著者とその順位、連絡責任者を適切に決定し、共同研究者全員の合意を得なければならない。

(研究費の適正執行)

- 第14条 研究者は、研究費の源泉が学生納付金、国・地方公共団体等からの補助金、財団・企業等からの助成金・寄付金等によって賄われていることを常に留意し、研究費の適正な執行に努め、その負託に応えなくてはならない。

- 2 研究者は、研究費を当該研究に必要な経費のみに使用しなければならない。
- 3 研究者は、研究費の使用に当たっては、関係法令、当該研究費の使用規程および本学の研究費執行に関する規程等を遵守しなければならない。

（他者の研究業績評価）

第 15 条 研究者が、レフリー、論文査読および審査委員等の委嘱を受けて、他者の研究業績の評価に関わるときは、被評価者に対して予断を持つことなく、評価基準および審査規程等に従い、自己の信念に基づき評価しなければならない。

- 2 研究者は、他者の業績評価に関わり知り得た情報を不正に利用してはならない。
- 3 研究者は、当該業績に関する秘密を保持しなければならない。

（本学の責務）

第 16 条 本学は、この規程の運用を実効あるものにするため、研究者の研究倫理に反する行為に対しては適切な措置を講じるものとする。

- 2 本学は、所属する研究者に対し、研究者倫理に関する教育を定期的に行うものとする。
- 3 本学は、研究倫理教育の一環として研究データや資料等の保存に関わる啓発を行うとともに研究データや資料の保存の環境整備に努めるものとする。
- 4 本学は、研究に関して、不正行為の通報、不当または不公正な扱いを受けた者からの苦情、相談等に対応するものとする。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。